

「議会基本条例素案に関する 市民との意見交換会」 報告書

2019/11/23 開催

- 1、市民意見交換会の概要
- 2、全体会での質疑
- 3-1、グループワークでの質問・意見
- 3-2、各グループの報告に対する回答
- 4、参加者アンケート結果、意見要旨

武蔵野市議会 議会運営委員会

1、市民意見交換会の概要

武蔵野市議会は、議会改革を目指し、平成 23 年度より議会運営委員会において議会基本条例の検討を行ってきました。平成 27 年度には議長を座長とした「議会改革等協議会」を設置し、議会基本条例の議論を進め、平成 29 年度より「議会改革等協議会」でまとめられたテーマに沿い、議会運営委員会で議会基本条例素案の検討を行ってきました。平成 29 年 5 月には、議会基本条例に関する市民との意見交換会も実施しました。そして、本年 8 月、議会基本条例素案をまとめ、以下のとおり、素案に対する市民意見交換会を実施しましたので、ここに報告します。

◆議会運営委員会（8 人）

本間 まさよ（委員長）、木崎 剛（副委員長）

大野 あつ子、深田 貴美子、宮代 一利、内山 さとこ、きくち 太郎、西園寺 みきこ

◆日時：2019 年 11 月 23 日（土・祝）14：00～16：00

◆場所：武蔵野市役所 西棟 8 階 811 会議室

◆当日の様子

参加者：14 名

市議会議員 23 名 事務局 3 名

タイムスケジュール

14：00 開始（司会） 木崎副委員長

14：03～14：07 議長挨拶 小美濃議長

----- 全体会 -----

14：08～14：19 議会基本条例素案の趣旨説明 本間委員長

パワーポイント（資料①参照）を使用・・・川名副議長

14：20～14：30 趣旨説明に対する質疑 → p 3

----- ワークショップ -----

14：31～14：32 ワークショップのルール説明・・・司会から

14：33～15：20 ワークショップ開始

3 テーブルに分かれる

A:西園寺、内山委員 B:深田、宮代委員 C:きくち、大野委員
（模造紙に素案に対する意見と市政全般を分け記入）

15：21～15：58 グループごとの報告 → p 4～6

質問への回答 → p 7～8

15：59～16：00 閉会の挨拶 川名副議長

会場の様子



2、全体会での質疑

全体会にて、議会基本条例素案の趣旨説明に対する質疑応答の主旨は次のとおりです。

問、議会基本条例制定の前は、議会にはどのような基準があったのか。

答、議会会議規則などがある。今回の基本条例は、それも含めた総合的な条例とするものだ。

問、基本条例と会議規則のすみ分け、それぞれの位置づけはどうか。

答、基本条例が可決された後には、細かな項目について規則を定め、条例を補完していくことになる。規則の改正を、条例制定後に行うことを考えている。

問、本日の意見交換の範囲はどこまでになるのか。

答、基本条例が骨格となるものであるが、皆さんからは自由に意見を出してもらい、条例と規則のどちらに盛り込むものかを判断したい。

問、第9条(市民との意見交換)ができるのは、よいことだと思う。ただし、解説では情報発信の方法がホームページで公開するとなっているが、紙媒体にも載せる必要があるのではないか。

答、ホームページだけでなく、市民と直接意見交換ができる場をこれまで以上に充実させたい。

第9条は、そのような趣旨を含むものであり、また第6章（議会機能の強化）においても、広報広聴の充実を掲げている。

問、議会を傍聴する者への対応として、傍聴者への意見を聴く機会を設けてほしい。

答、ご意見として承る。

問、条文中の「市民」の定義、範囲を教えてください。

答、住んでいる人だけでなく、勤めている人、通学している人、営業している人など、幅広くとらえて「市民」と考えている。

問、傍聴者にタブレットの持ち込みが認められていないようだが、途中で検索をできればより理解が深まると思うので、基本条例制定後には傍聴規則などを見直してほしい。

答、ご意見として承る。



3-1、グループワークでの質問・意見

ワークショップ形式で意見が出たものを、模造紙にまとめ、各グループの代表から報告した内容を、章ごとに整理したものが次のとおりです。(写真参照)

(※A：Aグループ、B：Bグループ、C：Cグループを示す)

前文

A：市長と議会は「対等」とあるが、議会の方が上ではないか。

A：市民の多様性を受け止めるだけでなく、多様な議員で構成される議会とした方がよいのではないか。

第2章

A：「合意形成を目指して」とあるが、これまで多数決で決していた意見書は今後、全会一致を前提にすることに変更されるのか。(議会内でも議論があるとのことであった)

B：第3条第1号には「市政に関する課題に関する論点及び争点を明らかにする」とあるが、その前に、議員は議会における議論の中では、主観的な評価を含めた発言(表現)は慎むべきではないか。(意見)

C：日曜議会を開くなど、幅広く市民の意見を聴くべきではないか。(意見)

第3章

A：選挙の際、議員の市長との関係(支持するか否か)が分かりにくい。(意見)

C：第7条(議員の活動原則)について、「市民全体の福祉の向上を目指し」とあるが、議員一人としてみた場合、テーマによっては全体ではなく、一人または特定のエリアということもあり得るので、「市民の福祉」という表現にしてはどうか。

第4章

A：市民との意見交換に今度どう取り組むのか。今回のワークショップのような形を要望する。

A：現在休憩中に行われている陳情の補足説明は、条例制定後は休憩中ではない時間に行われることになるのか。(議会内でも議論があるとのことであった)

C：市民との意見交換の場がほしいし、聴いた意見についてはフィードバックしてほしい。(意見)

第5章

A：反問権を規定する前に、質問・質疑についての条文上の位置付けが必要ではないのか。是非議論をしてほしい。

A：市長に対する議員の質問が分かりにくい。(意見)

C：第12条(議会と市長等との関係)について、「緊張関係」という表現でよいのか。

第6章

A：議員間討議は、具体的にどうなっていくのか。

C：第16条（議員間討議）について、中断後再開する際には途中経過の説明をしてほしい。（意見）

A：広報広聴にどう取り組むのか。

B：第18条（広報広聴の充実）について、広報は広報委員会で行うとあるが、広聴はどのように行うのか。

C：第18条広報の充実について、即時性の観点から、委員会のインターネット中継の実施が必要ではないか。また、子ども連れの傍聴の際など、委員会においても、部屋の外にモニターがあるといい。様々な取り組みをしていると思うが、アピールが足りていない。（意見）

第7章

A：災害時対応について、議長が市内に不在のとき、さらに副議長も不在のときはどうするのかなどについて、計画が必要ではないか。

B：災害時の対応について記載があるが、さらに議会として勉強会を開いたらどうか。（意見）

第10章

B：議員定数について、議員が議会に出席できなくなったときは空席にするのではなく、できる限り補充をした方がよい。（意見）

第11章

B：第25条（条例の見直し手続）について、検証を行うのは議会運営委員会でのよいのか。

その他

A：自治基本条例との関係性を分かりやすくするため、体系図が必要ではないか。

A：市長の常任委員会への出席はユニークな取り組みであるが、どう取り扱われるのか。（自治基本条例で規定されとのことであった）

A：他の自治体や、議会との連携も検討してほしい。（意見）

A：本市議会の特徴や、条例で生かされている部分は何か。逐条解説ではなく、こう新しくなりますということをアピールするための「まとめ」が必要ではないか。

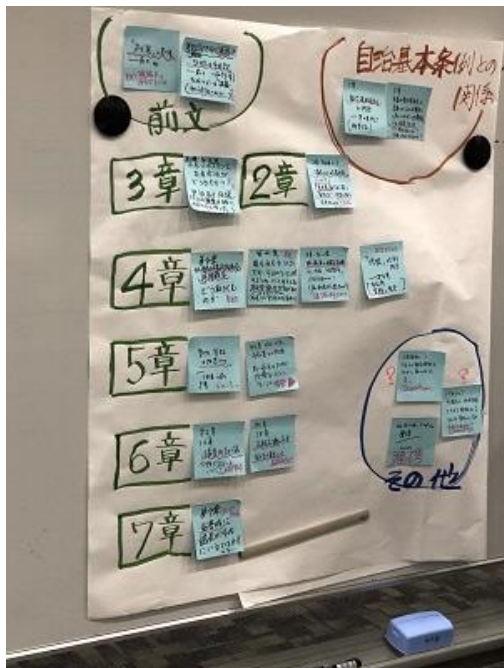
B：議会基本条例の検討を行っていたことを知らなかった。（意見）

B：議員に何らかのイベントの招待があったときや、災害時の対応に関しても、議員個人の事情もあるので、そこに一定の配慮をする必要があるのではないか。（意見）

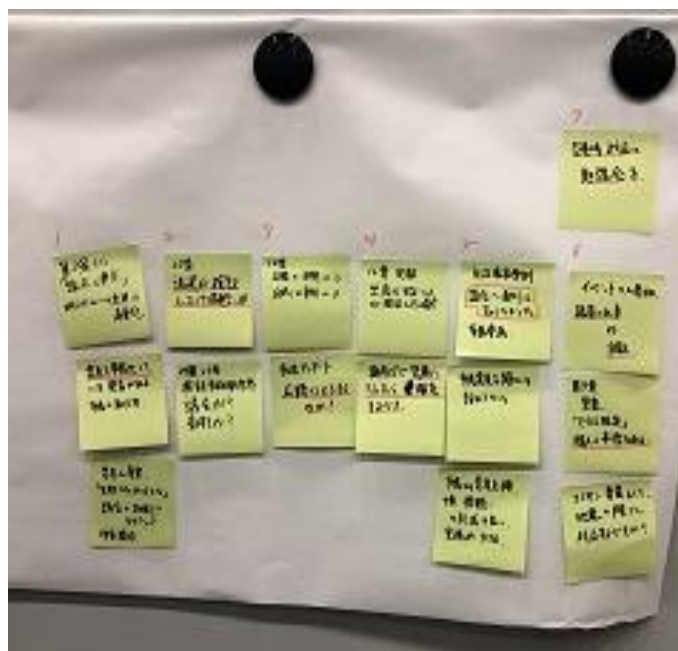
C：市民の定義について、条例上規定しておかないと、場合によっては誤解が生じてしまうのではないか。（意見）

各グループの報告

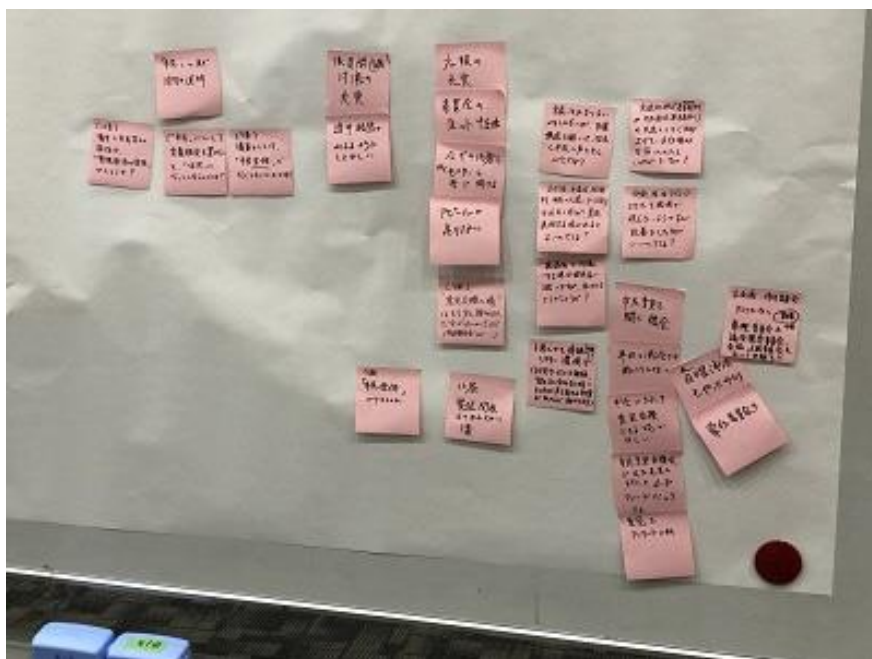
A グループ



B グループ



C グループ



3-2、各グループの報告に対する回答

議会運営委員及び議長より、各グループの報告の主だった質問に対し、章ごとに回答をしました。回答の主旨は次のとおりです。

前文

- ・「議会と市長は対等か」ということについて、権限は議会が上といえるが、予算執行権は執行部にある。「議会内の多様性」は、これまで議論をしてきていないが、他市の議会基本条例では書き込みがされた例もあるとのことであり、いずれも、ご意見として受け止めたい。

第2章

- ・「議会の議論の、論点・争点が明確となっておらず、傍聴者に分かりにくい」ということについては、かねてからご指摘があった。市民の方に分かりやすくするために、行政資料の作成に工夫をし、オープンな議会運営とすることが重要と考えている。

第3章・第4章

- ・「市民全体の福祉の向上」という表現に関しての、議員であれば、個別又は地域市民への対応であってもよいのではないかとのご指摘については、もっともだと思うので、議論をしたい。
- ・「市民との意見交換会への今後の取り組みをどうするか」については、これまでも懇談会として実施してきており、大変有意義なものと認識している。第9条を定めることで、さらにこうした取り組みを進めたい。

第5章

- ・「議会と市長等との緊張関係の保持」に多くの意見が出た。議会は、市長等を監視する立場にあり、敵対的な意味ではないのでご理解をいただきたい。よりよい言葉があれば考えたい。
- ・「反問権」について、そもそもの質問・質疑の説明や位置づけが条文に記載されていないので、唐突感があるというご意見は理解できる。他の規定と合わせて整合を図る必要があると考える。
- ・市民のために円滑なコミュニケーションー分かりやすい質問を望むというご意見に対しては、市民要望を的確にとらえ、議員なりの技術や研さんを積むことで、市民のためになる活動をする必要があると考える。

第6章

- ・「議員間討議」についての、具体的な実施方法や途中経過が見えるようにしてほしいという点については、これまでも多くは非公開で実施してきているが、意思決定までの過程を明らかにするためにもオープンな場所でやっていけるよう検討したい。

- ・「広報広聴の充実」について、委員会のインターネット中継の検討は続けており、色々模索してきた。音声のみの配信なども行ったが、発言の取り消しなどがあった場合の手続き面の課題があり、即日公開が難しい面もあるが努力したい。
- ・「市民との意見交換会」の実施についての要望も多く、今後もどのように進められるのか考え、充実していきたい。また、議会では傍聴者の意見を聴くことはしていなかったが、行政が行っている会議ではアンケートの実施など意見聴取に努めていることも参考に、今後考えていきたい。

第7章～第11章

- ・「災害時対応」については、平成24年にフロー図（資料①参照）をつくっており、議長不在時には、副議長、総務委員長の順に対応する旨の記載もある。作成から日がたっていることと、最近の災害事例もあるので検討を継続する。
- ・「議員に空席（欠員）が出た場合の対応」については、別に法律があるので調査をしたい。
- ・「見直し手続き」について、外部評価の必要性を含め引き続き検討したい。

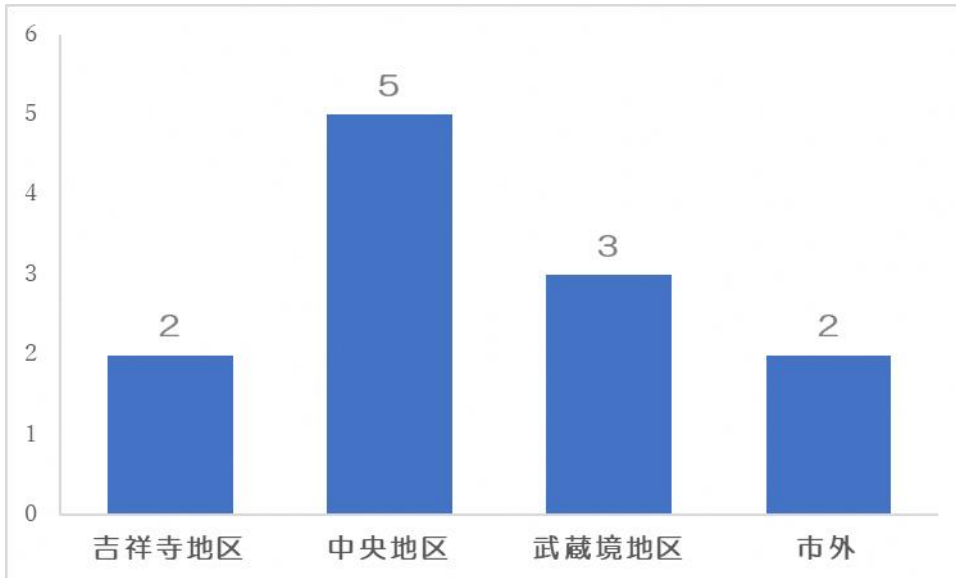
その他（自治基本条例との関係性について）

- ・自治基本条例は、地方政府としての、武蔵野市全体の基本ルールである。その中には議会との関係もあるので、重ならないよう議会基本条例とのすみ分けを行った。例えば、反問権は議会内のルールなので、議会基本条例で、定例会の回数については市長に招集権限があるので、自治基本条例での規定となった。議会基本条例は、あくまでも議会の中のルールである。自治基本条例の中に、議会のルールをすべて規定するという方法は、議会のルールが多くバランス上の問題もあるので、それぞれでしっかりとつくることとした。



4、参加者アンケート結果、意見要旨

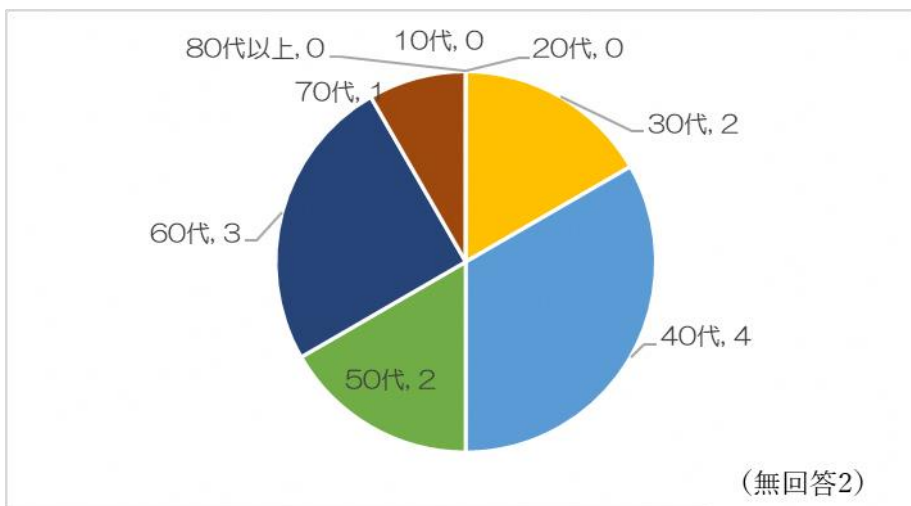
問 1、お住まいの地区



(無回答 2)

地域性はなく、各エリアから参加がありました。

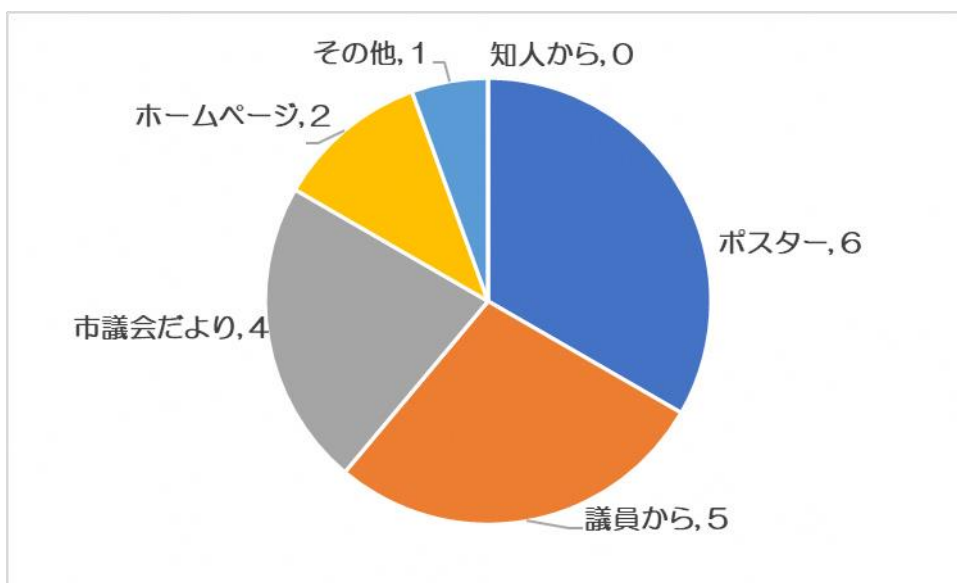
問 2、参加者の年代



(無回答2)

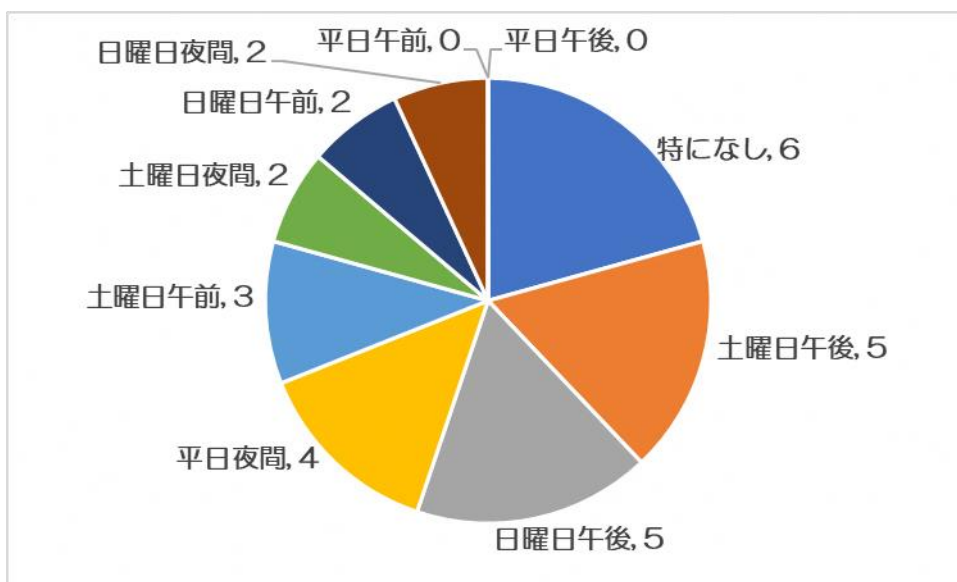
10代、20代の参加がなく、若い世代へのアピールや、市民全体に対して、議会にさらに関心を持っていただけるよう広報広聴を充実させていくことが重要だと考えます。

問 3、市民意見交換会をどこで知りましたか（複数回答可）



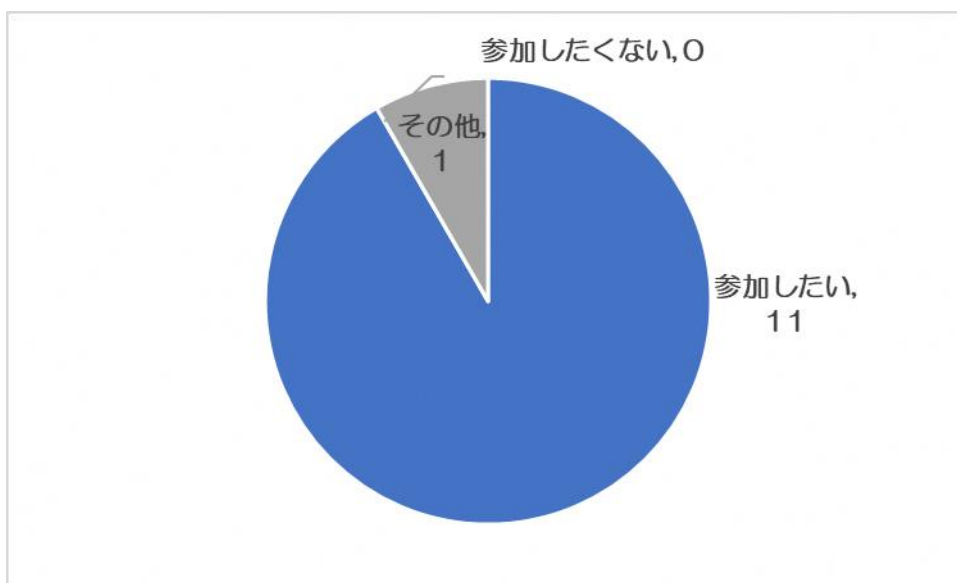
コミセンへのポスター掲示、議員からの直接の案内などは有効だったと考えます。今後は、周知方法、周知期間の取り方やポスター掲示の場所なども検討していきます。

問4、参加しやすい曜日、時間（複数回答可）



今回の参加者の半数は「特になし」という回答でしたが、多様な方の意見を伺うということから考えると土日の午後が参加しやすいと考えます。

問 5、今後また参加したいと思いますか



ほとんどの方から今後も「参加したい」との回答を頂きました。今後も市民意見交換会を開催し、多様な意見を伺います。

問 6、本日の運営についてのご意見

- ワークショップ形式だとは思っていなかった。
- ワークショップ形式になるのであれば、もう少し用意してきたかったです。
- プロジェクター画面の資料を配ってほしかった。
- 市外の人でもいっしょに討論させて頂けてありがたかったです。
- グループワークの時間があっという間に過ぎ足りなかったです。各章ごとに区切っても良かったかも？

議会基本条例素案への質問・意見用紙 記載のご意見要旨

- グループワークで、議員より「地域性」があるとの発言があったが、市議会議員は、武蔵野市全体の代表であるべきではないか。
- 会派について、グループワークではあまり意見がなかったが「同一の理念を共有する」との条文と現実には食い違いがある場合もあるのではないか。
- 議会の傍聴に行っても市民が意見を表明する場がないことに不満を感じる。その点について改善して頂きたい。
- 傍聴者がスマホやタブレットを使用することを許可すべきではないか。
- 市民意見交換会を開催していることは、さすが武蔵野市だと思う。
- 地方自治法等で定められていることを、議会基本条例で重ねて規定することはダブルスタンダードになってしまうので、再考したほうが良いのではないか。